

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 04「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土） 建築工事業（建） 大工工事業（大） 左官工事業（左） とび・土工事業（と） 石工事業（石） 屋根工事業（屋） 電気工事業（電） 管工事業（管） タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	鋼構造物工事業（鋼） 鉄筋工事業（筋） 舗装工事業（舗） しゅんせつ工事業（しゅ） 板金工事業（板） ガラス工事業（ガ） 塗装工事業（塗） 防水工事業（防） 内装仕上工事業（内） 機械器具設置工事業（機）	熱絶縁工事業（絶） 電気通信工事業（通） 造園工事業（園） さく井工事業（井） 建具工事業（具） 水道施設工事業（水） 消防施設工事業（消） 清掃施設工事業（清） 解体工事業（解）
--	---	--

- 9 08「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □(株)□A建設□
□B建設□(有)□□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 12 11又は22「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 13「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば震 2 ー 1 ー 1 3 □のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば03 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 又はのうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば又は月日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 ☐☐☐☐で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 ☐☐☐☐及び☐☐☐☐「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 ☐☐☐☐「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 ☐☐☐☐「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-1のように記入すること。
- 6 ☐☐☐☐のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-111-2531-8111のように左詰めで記入すること。

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） 電気工事（電） 管工事（管） タイル・れんが・ブロック工事（タ）	鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 舗装工事（舗） しゅんせつ工事（しゅ） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 機械器具設置工事（機）	熱絶縁工事（絶） 電気通信工事（通） 造園工事（園） さく井工事（井） 建具工事（具） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清） 解体工事（解）
--	---	---

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。